

平成23年12月10日

「平成24年度税制改正大綱」についてのコメント

社団法人不動産協会  
理事長 木村 恵 司  
(三菱地所(株)会長)

1. 円高や株安の進行、欧州の債務危機に端を発した海外景気の減速など、我が国経済の先行きに不透明感が増し、財政状況も非常に厳しい中、国際競争力の強化を図るための国内投資促進税制や良好な住宅ストック形成に資する税制など、当協会の要望が概ね認められたことを高く評価する。ご尽力頂いた関係各位に対して、厚く御礼申し上げたい。
2. 特に、固定資産税に係る住宅用地の特例や商業地等の負担調整措置の継続、新築住宅に係る固定資産税の軽減特例の延長、長期保有土地に係る事業用資産の買換え特例の延長、住宅取得等資金の贈与に係る特例の拡充・延長が認められたが、これらの特例は、震災からの復興に向け、日本経済を活性化させる上でも極めて効果が大いと考えている。今回の税制改正を踏まえ、当協会としても、被災者の生活再建や被災地の一日も早い復興に向け、日本経済活性化のために貢献していきたい。
3. なお、消費税率引き上げを含む社会保障と税の一体改革について、素案の年内とりまとめに向けた議論が行なわれているが、住宅は豊かな国民生活の基盤であり、価格が極めて高額である。取得時の消費税負担も極めて重く、消費税率が引き上げられると、内需の柱である住宅投資に水を差すことにもなる。消費税率の据え置き、負担増分の還付など、これ以上負担を増加させない特段の措置が不可欠である。

以 上